平成27年12月4日付け新潟県公告(大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見)中

Ī	ページ	行	誤	正
•	9	30	意見なし	市道小猿屋安江線の水路上の既 存乗入口について、原則として不 要となった占用物件(乗入口)は 撤去すること。また、水路への転
				落防止対策を行うこと。